

令和3年3月29日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る4月1日以降の
協力のお願について（依頼）

当協会の事業運営につきましては、日ごろから御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、（公社）神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事
から次のとおり要請がありました。

神奈川県では、緊急事態宣言解除後3月31日までの間、段階的緩和期間として21
時までの営業時間の短縮要請をしていますが、この期間を延長し、4月21日までを
「リバウンド防止期間」として、改めて現行の措置を継続することとしました。

つきましては、「別紙」のとおり必要な措置を継続いたしますので、引き続きのご
協力につきまして、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

（要請の概要）

- 1 時短要請等について（～令和3年4月21日）
 - ・ 全県の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】
（酒類の提供は11時から20時まで）
 - ・ 時短要請にに応じていただいた店舗に対して、協力金支給
その際「感染防止対策取組書」（市町村のステッカーを含む）などの掲示及び「マスク
飲食の推奨」を条件
 - ・ 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、5時から21時までの時短営業
（酒類の提供は20時まで）【お願い】

○ 知事メッセージ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/210324_message.html

○ 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyohousin0525.html>

○ 県民や事業者の皆様に対する要請等の内容について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>

【参 考】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第8弾について

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_8th.html

協力金（第8弾）は、4月1日～4月21日の時短要請にかかる分です。

- ※ 3月8日から3月31日までの時短要請にかかる協力金は、協力金（第8弾）とは別に、協力金（第7弾）として別途申請していただく必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第7弾について

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_7th.html

このページは協力金第7弾（3月8日から3月31日までの時短営業関係）に関するページです。

- 協力金第6弾（2月8日から3月7日までの時短営業関係）については、現在、申請受付中です。申請期限は4月9日です。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyoryokukin_6th.html

事業者の皆様へ

別紙

- 1 時短要請等について（～令和3年4月21日）
 - 全県の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】（酒類の提供は11時から20時まで）
 - 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給
その際「感染防止対策取組書」（市町村のステッカーを含む）などの掲示及び「マスク飲食の推奨」を条件
 - 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、5時から21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）【お願い】
- 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について（～令和3年4月21日）
 - 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
 - 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制
 - 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
 - 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ
- 3 イベントの開催制限について
 - 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
 - 併せて21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知（無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外）

時期	収容率	人数上限
4月18日まで	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人 又は 収容定員の50%以内(≤10,000人)の いずれか大きい方
4月19日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内 (エビデンスに基づく収容率緩和を検討)	5,000人 又は 収容人数50%以内の いずれか大きい方 (エビデンスに基づく人数上限緩和を検討)

※ 既存販売分については適用しない

- 4 大学や学校への要請について（～令和3年4月21日）
 - 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
 - 感染防止のための所要の措置を講じること
 - 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- 5 その他（お願い事項）
 - 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
 - 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
 - 21時以降のネオン・イルミネーションの早めの消灯
 - 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守